

第53回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年11月24日(水) 午後1時25分から午後2時45分

開催場所 姫路市役所 10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田摩仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏幸	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席	○	
15	橋本静枝	出席	○	
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	欠席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地転用許可条件の変更承認申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請及び農用地利用集積計画の決定に係る事情聴取について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号 合意による解約等の通知について
報告第5号 県許可案件の許可状況について

(令和3年11月24日 午後1時25分)

議長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第53回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、大塚正稔委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を頂きましたので、本日の議事録署名委員を宮下委員と橋本委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号(P1～P2)を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が1件、非農地確認の申請が5件提出されております。

まず、農地確認です。

市街化区域の青山北三丁目の田1, 606㎡につきまして、青山北三丁目の[]より「令和2年2月13日付で5条受理を受けたが、事業が終了し、農地への復元も完了したので、今後は農地として利用する」との申請です。

次に、非農地確認です。

1番2番が市街化区域の案件、3番から5番が調整区域の案件となっております。

まず、東延末の田459㎡につきまして、東延末一丁目の[]より「平成11年以前より、[]運送事務所敷地の一部として利用している」との申請です。

2番です。

兼田の畑280㎡につきまして、兼田の[]より「平成11年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

豊富町御蔭の畑58㎡につきまして、豊富町御蔭の[]より「平成8年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

4番です。

香寺町岩部の畑22㎡につきまして、余部区下余部の[]より「昭和55年以前より、倉庫敷地として利用している」との申請です。

5番です。

香寺町相坂の畑2筆計276㎡につきまして、香寺町香呂の[]より「平成11年以前より、山林となっている」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員さんより「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・

議長

いずれの案件も、理由のとおり非農地となってから20年以上が経過しており、また、各地区農政協議会におきましても、特に異論はない、となっております。そういったことも踏まえ、議案第1号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P5）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は18件提出されております。

1番と2番3番は現在耕作面積0㎡の方の案件、4番から9番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、10番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。4番7番10番12番14番15番16番が市街化区域の案件、13番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、16番が20kmであるほかは、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申

諸となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

豊宮町神谷の田、畑4筆計3,633㎡につきまして、保城の[]が、神戸市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,633㎡になる予定です。なお、この案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。作付作物は、「水稻、果樹、野菜、椎茸、筍」となっております。

なお、[]につきましては、現況が竹やぶ、[]については木が茂っており、本来であれば農地として適正に管理されている状態まで回復するように指導するところですが、譲受人が責任を持って許可後に農地として利用しうる状況に整備する旨の誓約書が添付されております。

2番3番です。

飾東町佐良和の[]が、船津町の田5筆計3,516㎡につきまして、船津町の[]より、「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,516㎡になる予定です。なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。作付作物は、「水稻、野菜」となっております。

4番です。

広畑区才の田2筆計1,622㎡につきまして、広畑区才の[]が、広畑区才の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、市街化区域の下限面積1,000㎡を超える1,132㎡になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

5番です。

余部区下余部の田1,377㎡につきまして、余部区下余部の[]が、大阪府茨木市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,553㎡になる予定です。作付作物は、「水稻」となっております。

6番7番です。

林田町六九谷の[]が、林田町六九谷の畑135㎡につきましては、林田町六九谷の[]より「購入したい」との所有権移転の申請と、林田町六九谷の畑201㎡につきましては「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,172㎡になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

8番9番です。

花田町上原田の[]が、花田町上原田の田453㎡につきましては、花田町上原田の[]より「購入したい」との所有権移転の申請と、花田町上原田の田2筆計2,206㎡につきましては、花田町上原田の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,208㎡になる予定です。作付作物は、「水稻」となっております。

10番です。

広畑区才の畑405㎡につきまして、広畑区才の[]が、網干区新在家の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この

件許可されますと、[]の耕作面積は3,443㎡になる予定です。作付作物は、「野菜、果樹」となっております。

11番です。

奥山の田171㎡につきまして、奥山の[]が、神戸市の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は6,262㎡になる予定です。作付作物は、「露地野菜」となっております。

12番です。

香写の田218㎡につきまして、書写の[]が、相模原市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は2,177㎡になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

13番です。

夢前町芦田の田425㎡につきまして、草崎二丁目の[]が、東今宿三丁目の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は4,688㎡になる予定です。作付作物は、「果樹」となっております。

14番です。

四郷町山脇の田1,203㎡につきまして、四郷町東阿保の[]が、四郷町坂元の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は2,441㎡になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

15番です。

四郷町見野の田208㎡につきまして、四郷町見野の[]が、四郷町見野の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は3,619㎡になる予定です。作付作物は、「水稻」となっております。

16番です。

花田町上原田の田364㎡につきまして、林田町下伊勢の[]が、東京都日野市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は42,780㎡になる予定です。作付作物は、「小豆、落花生」となっております。

17番18番です。

香寺町中寺の畑2筆計902㎡につきまして、香寺町中寺の[]が、菅生台の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は4,387㎡になる予定です。作付作物は、「柿、梅」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

参考資料を見ていただきますと、1番の[]の案件には営農計画書と誓約書が、2番3番の[]の案件については営農計画書が提出されています。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・

議長

1番及び2番3番の案件ですが、北東部地区農政協議会におきましては新規農家として事情聴取が必要との意見となっております。申し合わせ事項により事情聴取を行う、ということではよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、1番及び2番3番は事情聴取を行いたいと思います。12月1日に実施の予定となっています。
その他の案件について、なにかございますか。

田原委員 1番の農地に復元するとの誓約書について、期限が書かれていませんが、もしこの約束が守られなかったら、どうなるんですか。

事務局 この案件については、現況が竹やぶや木が茂っている農地が含まれており、本来であれば農地として適正に管理されている状態まで回復した後に申請するよう指導するところです。県農業会議に相談したところ、現時点で自分の所有地でないため農地復元に着手できない、との主張もやむを得ないので、農地取得後必ず農地に復元する旨の誓約書を徴して許可することもやむを得ない、との意見でした。
もし、約束が守られず農地に復元されていなければ、今後3条申請の提出があった際に、農地管理能力なしとして、その3条申請を不許可にすることになっていきます。また、農地の管理について近隣などから苦情等があれば、きちんと管理するよう文書指導なりをしていくこととなります。

議長 ほかに、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手をいただきましたので、本議案については許可相当といたします。
今月は、珍しく4条転用案件はございませんね。次は、5条転用案件です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号(P6～P7)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、10件の申請が提出されております。

1番から3番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件となっております。申請地の「農地区分」は、1番、3番、5番、7番は「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である第2種農地、2番は「その他の農地」の第2種農地、4番、8番が「住宅等が連たん」である第3種農地、10番は「上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在」する第3種農地に該当すると考えております。6番、9番は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水

等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町山之内の畑1, 347㎡につきまして、青山西四丁目の[]が、香寺町中寺の[]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、ソーラー事業を展開している[]が、本店倉庫以外に太陽光発電設備関連の資材（架台、杭、パネルなど）を置く露天資材置場とする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。現況は「畑」となっております。なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

2番です。

夢前町筋野の田4筆計4, 837㎡につきまして、北条の[]が、夢前町筋野の[]より「譲り受けて、露天駐車場、ドッグラン用地にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、10月申請のドッグランの計画に加えて、碎石を敷き露天駐車場を設置する計画及びさらに「ドッグラン」を設置する計画となっております。また、ドッグランの一部に5m×10mのプールも設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。現況は「畑」となっております。なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

3番です。

安富町安志の田948㎡につきまして、宍粟市の[]が、宍粟市の[]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、残土、碎石、コンクリート製品等を置く露天資材置場とする計画となっており、「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、道路法24条が手続中となっております。

現況は「田」となっております。

4番です。

四郷町見野の畑2筆計88㎡につきまして、花田町加納原田の[]が、明石市の[]より「譲り受けて、庭にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、既に隣接している空き家を購入しており、申請地は庭として利用し、自転車置場、洗濯物干し場、家庭菜園場とする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、土地は贈与により取得し、土地の造成は行わないため不要となっております。現況は「畑」となっております。

5番です。

飾東町豊国の田258㎡につきまして、神崎郡市川町の[]が、西八代町の[]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、譲受人が隣接地で電気工事業を営んでおり、不足している従業員駐車場及び来客者用駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。現況は「田」となっております。

6番です。

飾東町塩崎の田565㎡につきまして、大善町の[]が、飾東町塩崎の[]より「譲り受けて、農家住宅を建てたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、延床面積120.68㎡の住宅

を建築し、車4台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請中となっております。現況は「田」となっております。

7番です。

豊富町豊富の田259㎡につきまして、豊富町豊富の[]が、豊富町豊富の[]より「使用貸借権で借り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、主に上下水道工事業等を行っている[]が、倉庫が手狭になってきたため、会社に隣接している今回の申請地を造成して、露天資材置場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。現況は「畑」となっております。

8番です。

豊富町御蔭の田2筆計1, 252㎡につきまして、東京都千代田区の[]が、豊富町豊富の[]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、[]露天駐車場として県許可の下りた隣接地と一体で造成し、[]駐車場として普通車113台分の露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、道路法24条が申請中となっております。現況は「田」となっております。なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

9番です。

船津町の田330㎡につきまして、船津町の[]が、横浜市の[]より「譲り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、延床面積163.75㎡の住宅と車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。現況は「田」となっております。

10番です。

船津町の田260㎡につきまして、船津町の[]が、船津町の[]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、慢性的に不足している[]駐車場を増やすため、普通車9台分の露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、申請地への侵入に必要な通路橋設置について、用悪水階の地権者である兵庫西農業協同組合が同意済となっております。現況は「畑」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

1番2番8番について、転用面積が1,000㎡を超えていますので、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの萩原委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

萩原委員

報告します。8番の案件の場所は、[]の道を挟んだ東にあり、さらにその東側は、昨年転用許可の出ている農地に囲まれ、今回の申請地と一緒に駐車場に転用する、と地元農区からも聞いております。申請地に

隣接する農地はなく、現地調査の結果として、問題なし、との意見となりました。

1番の案件ですが、菅彦温泉から谷に入ったところで、現場には柿、栗の木が植わっていますが、南は道、北は山林に囲まれ、隣接する農地はなく、適当であろうという見解となりました。

2番の案件の場所ですが、XXXXXXXXXX場所、地元自治会への影響もないであろうと思われま

す。以上3件、いずれも問題は見当たらず、許可相当と判断させていただきました。

議 長 報告、ありがとうございました。
ほかに、何かございますか。

各 委 員

議 長 ないようですので、議案第3号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員 (全員挙手)

議 長 全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第4号「農地転用許可条件の変更承認申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号(P8)を説明する。
(農地転用許可条件の変更承認申請について)

農地転用許可条件の変更承認申請について、この度は2件提出されておりましたが、申請内容について姫路農林事務所に相談、協議した結果、変更承認申請には該当しないとの回答を得たため、改めて5条許可申請(一時転用)にて対応することとなりました。

当該案件は、追加議案の方で説明をさせていただきます。
どうぞよろしくお願いたします。

議 長 それでは、追加議案にて改めて説明をさせていただきます。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号(P9)を説明する。
(農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について)

市より農用地利用集積計画の決定についての意見を求められているものでございます。

この度は、設定を受ける者として中間管理機構である公益社団法人ひょうご農林機構1法人分の案件で、新規の使用貸借権の設定が「11件、13筆、3,530㎡」の計画となっております。中間管理機構が利用権の設定を受け、とりまとめた農地については、通常、県が配分計画を作成して担い手への配分を行いますが、このたびは中間管理機構が借り受けるのみとなっております。今回の利用権設定を行うことにより、「中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる」制度を活用して、土地

改良事業を実施しようとするものです。この計画記載地には原野、雑種地など農地以外のものも含まれますが、これらも土地改良事業区域に組み入れ、事業後は農地に換地するため、権利を設定するものです。12月1日付で設定する予定となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・

議 長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、農用地値用集積計画の決定にご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、決定とさせていただきます。

次に、追加議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

追加議案（別紙）を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

当案件は、当初「農地転用許可条件の変更承認申請」（議案第4号）として提出されたものですが、姫路農林事務所の指導により、5条許可申請（一時転用）として改めて申請されたものです。調整区域の網干区和久の田4筆5, 979㎡につきまして、網干区和久の [] が、網干区和久の [] より、「賃借権で借り受けて、仮設事務所、露天資材置場、露天駐車場にしたい」との一時転用の申請です。一時転用期間は許可日から令和5年2月末日までとなっております。当該地は、既に5条の一時転用許可が出ており、令和4年1月17日までとして露天駐車場及び露天資材置場に転用されておりますので、現況は「雑種地」となっております。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」となっておりますが、前回許可時に、一時的な転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障がないとの意見を、市農政総務課から得ておりました。今回、改めて市農政総務課へ意見を求めましたが、同様に「支障なし。ただし、一時転用の必要がなくなった場合は、直ちに原状回復すること」との回答を得ております。「代替地の有無」につきましては、他に事業に適した代替地はないとなっており、「転用の妨げとなる権利を有する者」につきましては、地役権者の承諾を再度受けております。「事業内容」につきましては、本館の改修工事に伴う仮設工事事務所、露天資材置場、露天駐車場として使用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。「一時転用の場合の農地復元」については、既にシートをかけた上に砕石を敷き均して利用しており、事業終了後に砕石等を除去して、農地に復元することです。

中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

高濱委員

議案第4号の内容とこの追加議案の内容が、申請地や譲受人は同じだが、面積や一時転用期間が違っているのは、なぜか。どちらが正しいのか。

事務局

当初、議案第4号のすでに一時転用許可を得ている案件の期間延長として申請が提出されましたが、県からの指導で、新たな一時転用申請として手続きすることになり、その際、真に必要な面積や期間を精査するように指示がなされ、その結果、追加議案の内容となったものです。ですので、議案第4号は、なかったものとして取扱いをお願いします。

議長

ほかに、なにかありますか。

各委員

・・・。

議長

それでは、追加議案について、異議なしとすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声をいただきましたので、決定とします。

事務局

追加議案について、承認ありがとうございます。

実は、この追加議案の内容についても、県との事前協議でまだ一部不十分なところがあり、今後の協議の過程で申請内容の変更が求められる可能性があります。つきましては、申請地はこの場所で、転用者は同じ、転用目的も大きく変わらない一時転用の範囲であれば、事務局の判断によりご審議いただいたものとして取扱いしたいのですが、ご承認いただけないでしょうか。

議長

当初の一時転用許可の際に、現地調査はなされているのかな。

事務局

一時転用の場合、申し合わせ事項により、1,000㎡以上の一時転用許可案件に係る農業委員による現地調査は、事業完了時の農地復元確認調査のみ行うこととなっており、この案件についても、一時転用許可時には現地調査は、省略されています。

議長

皆さんいかがでしょうか。ご意見ありますか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認ということよろしいか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声をいただきましたので、決定とします。
次に報告事項に入ります。
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号(P10)を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取〕
〔農用地利用集積計画の決定に係る事情聴取〕

農地法第3条の規定による許可申請及び農用地利用集積計画の決定に係る

事情聴取について、10月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を11月2日に実施していただきました。当日は、3条の案件については本人と父親が、利用権の案件については本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、高濱委員からお願いします。

高濱委員

3条の案件につきましては、本人がお父さんと見えられまして、お父さんとは住所が別なのですが、いずれは農業を引き継ぐ、ということで、今回田んぼを渡されています。ただ、農機具が草刈機しかない、とのことで、水稻のほとんどは営農組合がされてきた、ということですが、今後は自分でできるようにってほしい、と話をしました。

利用権の案件については、本人が見えられましたが、お父さんが自動車関係の仕事をしており、本人も自動車関係の仕事をしている、とのことで、ゆくゆくは農業を引き継ぐ、ということで父親のやっている田んぼの一部を譲り受けて、農業の知識を身に着けていきたい、とのことでした。現在は旬菜蔵にも出荷されていて、いずれ船津町の方で大規模にやりたい、とのことでした。

議長

はい、ありがとうございます。
続きまして、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P11～P12）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、10月8日から11月4日の間に受け付けたもの、6件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。
特にご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、ご確認いただいたと判断させていただいて、次の報告に参りたいと思います。
報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P13～P19）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、10月8日から11月4日の間に受け付けたもの37件です。

いずれも法定要件を満たしておりますが、35番を除く36件については、特に問題がないものとして事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

35番につきましては、提出時点では農区等同意書の添付がなく、その理由は提出された陳明書によると「隣接水路との境界について、すでに水路から1メートル程後退した位置で平成12年に分筆した際の杭が多数残

っているにも関わらず、農区長からさらに杭を打つことを求められたが、その必要はないと考えている」との主張です。事務局において、農区総代に事情を聞いたところ、「現地確認の場を設けられ、水利組合長と現地に参集したが、代理人である行政書士と、隣接水路との境界確認が物別れに終わった」とのことでした。事務局の方から、当該農区総代、水利組合長、土地所有者に再度立ち会いによる隣接水路との境界確認することを促したところ、11月16日に3者の立ち会いが行われ同日付の農区等同意書が提出されたため、問題ないものとして事務局長専決により11月25日付で受理書を交付することとしております。

以上です。

議 長

有り難うございます。お目通しをお願いします。
何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第3号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第4号(P20)を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、計6件ですが、このうち2番については、前回追加議案で報告させていただいておりますので、この度は、貸借の解約が1件、使用貸借契約の解約の通知が4件となっております。そのうち、利用権に該当するものは3件です。貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第4号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第5号(P21)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、9月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件について、いずれも10月21日付で許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。

2番の案件について、5月に審議したものが9月に県の許可となっておりませんが、これは県において手続きに時間がかかった、ということでしょうか。

事務局

はい。5月に審議いただいた後、速やかに県に送付しておりましたが、県の審査において指摘事項があり、その補正に時間がかかったものです。

議長

わかりました。
その他に、何かございますか。

各委員

……。

議長

それでは、報告第5号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等ありますか。

事務局

特にありません。

議長

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時45分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

(署名委員)

宮下 裕光

(署名委員)

橋本 静枝
